平成26年度第1回川崎市子ども・子育て会議 議事録

日時:平成26年5月1日(火)19時00分から

場所:川崎市役所第3庁舎18階 大会議室

■出席者

委員	公益社団法人 川崎市幼稚園協会 会長	伊藤	夏夫	氏
	川崎地域連合 副議長	稲富	正行	氏
	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 施設部会保育協議会 会長	奥村	尚三	氏
	公益社団法人 川崎市医師会 副会長	片岡	正 氏	
	公益財団法人 川崎市生涯学習財団 理事長	金井	則夫	氏
	青山学院女子短期大学 教授	岸井	慶子	氏
	川崎市民生委員児童委員協議会 会長	齊藤	喜信	氏
	鎌倉女子大学短期大学部 教授	佐藤	康富	氏
(副会長)	学校法人 鴎友学園 特別顧問	柴田	12.	氏
	川崎市青少年指導員連絡協議会 理事	菅野	礼子	氏
	川崎商工会議所 副会頭	鈴木		氏
	NPO 法人 グローイン・グランマ 代表			
	NPO 法人 子育て支えあいネットワーク満 コンシェルジュ事業担当	関川		
	川崎市地域療育センター準備室(社福 同愛会)地域支援部長	地村		氏
	田園調布学園大学みらいこども園 園長	長南		
	公募委員		さやか	· -
	元 和泉短期大学 教授		美津子	
	公募委員	放生	佳奈	
(株式会社 ぶどうの木 代表取締役		青久 氏	
(会長)	田園調布学園大学・教授		祐一	
	川崎市こども家庭センター 所長	山口	,	氏丘
	専修大学 教授	百田	54.10	氏
事務局	こども本部長	成田	哲夫	
	子育て施策部長	北魚	北 篤彦	
	子育て施策部担当課長(子ども・子育て支援新制度準備担当)	相澤	太	
	子育て施策部こども企画課長	野神	昭雄	
	子育て施策部こども企画課担当課長〔子育て推進〕	大野	明子	
	子育て施策部青少年育成課長	山本	奈保美	
	子育て施策部青少年育成課担当課長〔施設指導・調整〕	萱原	諭	
	こども支援部こども福祉課長	北谷	尚也	
	こども支援部こども家庭課長	堀田	彰恵	
	児童家庭支援・虐待対策室担当課長	小泉	幸弘	
	待機児童ゼロ対策室担当課長	佐藤	佳哉	
	保育事業推進部保育課長	田中		
	K12.14 4. NC1EVC HAKE 14 BUSA	H-1	~~	

保育事業推進部保育課担当課長〔運営調整〕 奈良 真澄 保育事業推進部保育課担当課長〔民間保育園指導調整〕 須藤 聖一 保育事業推進部保育所整備推進担当課長(民間活用推進担当) 眞鍋 伸一

関係者 株式会社 タイム・エージェント 2名

傍聴者 3名

■配布資料

議事次第

席次表

川崎市子ども・子育て会議条例

資料1

- ・川崎市子ども・子育て会議 計画策定部会委員名簿
- ・川崎市子ども・子育て会議 教育・保育検討部会委員名簿
- ・川崎市子ども・子育て会議 子ども・子育て会議検討部会委員名簿
- ・川崎市子ども・子育て会議部会について

資料2

- ・本市における子ども・子育て支援新制度の施行スケジュールその1(主に計画策定)
- ・本市における子ども・子育て支援新制度の施行スケジュールその1(主に基準制定)

資料3 市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について

資料4 (仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画の施策体系について(イメージ)

資料 5 放課後児童健全育成事業に関する基準について

■議事

(開会にあたり、事務局(北部長)より、本会議は川崎市子ども・子育て会議条例に基づき議事内容及び発言者が公開になる旨の説明がなされた。また、本日から省エネルギー対策の一環として夏の軽装勤務が実施されることが報告された。その後、傍聴者3名の参加が諮られ、承認された。)

1 新委員の委嘱

(成田こども本部長から佐藤委員、吉田委員の両名に委嘱状が手渡された。)

2 あいさつ

【成田こども本部長】本日はお忙しいなか本会議にご出席いただき大変感謝を申し上げる。本市は、人口増に比する子育で支援ニーズに対応するため、保育所の整備や幼児教育の充実など子育で支援策の推進に取り組み、児童虐待防止に向けて総合的・継続的な取組の充実を図ってきた。本会議は、平成24年8月公布の子ども・子育で支援法に規定された審議会である。昨年6月に本会議に関する条例を制定し、地域における子ども・子育で支援等について調査・審議をするために設置された会議である。平成27年4月からの子ども・子育で支援新制度の本格実施に向けて、基本目標や制度の取組等について議

論を進めてきた。新制度においては、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支えることを目的として、子ども・子育て関連制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築する。また、質の高い学校教育・保育の一元的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図ることとされている。本市でも平成27年4月からの新制度への円滑な移行に向けた作業を進めている。本市の社会状況、子育てを取り巻く環境の変化に適正に対応していくためにも、皆様の貴重なご意見、ご提言をいただきながら、今後の子ども・子育て施策の推進に反映させていただきたいと考えている。なにとぞ宜しくお願いしたい。

(成田こども本部長は公務のためここで退席。)

3 委員紹介

(事務局(北部長)より、各委員が紹介された。なお、委員22名全員の出席のため、川崎市子ども・子育て会議条例により過半数を満たしており、会議が有効である旨報告された。)

4 事務局自己紹介

(川崎市市民・こども局こども本部関係職員が自己紹介を行った。)

5 議題

【村井会長】

各部会がこれから本格化して、具体的な数値や詳細な内容の議論が始まる。 部会を主体として様々な問題を議論しながら、親会議と連携を取っていく。 子どもへの最善の利益を常に念頭において議論を進めていきたい。

(1) 川崎市子ども・子育て会議 部会構成

【村井会長】

教育・保育検討部会に佐藤新委員、子ども・子育て支援検討部会に吉田新委 員が参加、子ども・子育て支援検討部会に齊藤委員が立候補されている。部 会について事務局からご説明いただきたい。

(事務局(相澤課長)より、資料1に基づき部会の審議事項の説明がなされ、これらの専門性・独自性を持った内容の議論を行うために新委員2名を迎え、齊藤委員の参画を得たという説明がなされた。)

【片岡委員】 医師会が病児保育の委託に関わることになっているので、教育・保育検討部 会に加えていただきたい。

(佐藤委員、吉田委員、齊藤委員、片岡委員の各部会への参画が全会一致で承認された。)

(2) 子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けたスケジュール

【村井会長】 全体スケジュールについて、事務局からご説明をお願いしたい。

(事務局(相澤課長)より、資料2に基づき説明がなされた。)

【村井会長】 今年度のスケジュールが示されたが、質問・意見等はあるか。

【伊藤委員】 教育・保育検討部会で量の見込みと利用定員の設定の議論がなされるが、公 ウエヤの問題を ステス 変数 たいるのか

定価格の問題もここで議論されるのか。

【事務局(相澤課 公定価格の問題は教育・保育検討部会を中心に考えている。国からそれに関長)】 する内容が発出された段階でお示しさせていただき、審議をお願いしたいと

考えている。

【地村委員】 2月下旬に計画策定とのことだが、その前の10月から保育園、幼稚園等の

入園手続きが開始される。計画が確定する前から手続きを開始するというこ

とでよいか。

【事務局(相澤課 本計画の根拠となる法律は平成27年4月1日から施行される。3月に本計長)】 画が策定され、4月1日から計画が推進される。ただ、計画に基づく取組自

体は、前年度からの周知・広報を含めた利用手続きが大前提である。事務局 としてはそういった手続き等は事前の調整としての準備作業という位置づ けで進めることを考えている。この半年間の整合性についての国の取り扱い

もこの方針であることを確認している。

【地村委員】 対象となる保護者に対してもそういった説明になるのか。

【事務局(相澤課 対象となる保護者には集団で説明、または市役所に来所された方に個別に説 長)】 明するなど、都度機会を通じて最大限に案内をしていきたい。

【関川委員】 対象となる保護者を対象にとした幼稚園座談会を毎年6月の下旬ぐらいに

開催しているが、今年度は大きく制度が変わる。そういった制度の話ができ

るようになるタイミングはいつか。

【事務局(相澤課 期限で区切ってしまうと、確定した話となるのは議会において条例で認めら 長)】 れてからとなる。ただ、利用手続きが概ね10月をめどに始まるので、基準

の決定を前提として進めることになるが、案内の仕方としては現段階ではこ

ういった状況だという案内となる。

【関川委員】 幼稚園、保育園等の見学が夏には始まるが、その前の園側の準備もあると思

う。具体的な利用案内ができるようになるのはいつごろか。

【事務局(相澤課 既に国の基準が政省令として出ているので、その基準を目安にという案内は

現段階でもできる。そういった未来形の話はできるが、確定の話となると、

議会で条例が通ってからとなる。役所仕事で恐縮だが、ご了承いただきたい。

本会議や部会の議事録に出てくる情報を説明資料として使っていただければいいのではないか。10月を大きな境目として、それまでの間は部会で議論

を進めてきたことを目安とする。ただ、議会でそれが通ってからの確定とな

る旨は伝えるということで。

【岸井委員】 利用者の立場から求める情報は、細かい基準の話ではなく、実際に幼稚園、

保育園が認定こども園になるのかならないのかが、園の選択において重要で

ある。それが明確になるのはいつか。

【事務局(相澤課 認定こども園に移るか移らないかは公定価格を見て設置者が決めるため、公 長)】 定価格が決まっていない今現在では新たに認定こども園となる幼稚園、保育

園はない。ただし、公定価格を見て事業主の事業計画や方針の転換はありう

る。

長)】

【村井会長】

【村井会長】 公定価格が決まらないと何も始まらないということか。

なお、児童福祉審議会第2部会においても同じような条例改正が議論される とすれば、一緒に議論する機会があれば有効かと思うが、いかがか。

【事務局(相澤課 児童福祉審議会の事務局との調整をしたうえで、案内する。

長)】

【村井会長】 無理に一緒に行うことはないが、もし有効であればご検討いただきたい。

なお、幼稚園、保育園については、保護者向けの広報についてのタイミング 等もあるので、10月に向けて部会で十分に審議を行い、最善を尽くしていた

だきたい。

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について

【村井会長】 市町村子ども・子育て事業計画における「量の見込み」はかなり重要な要素である。まずは事務局からご説明いただきたい。

(事務局(相澤課長)より、資料3に基づき説明がなされた。)

【村井会長】 ニーズ調査をもとに「量の見込み」を行うわけだが、国の指針より広く市独

自の算出項目を設定しているところがよいと思う。ただ、短時間認定の下限 を現行の入所要件を踏まえて 64 時間としているが、 現行を批准するだけで

なく、ニーズ調査の結果を加味した上で算出してほしい。

【佐藤委員】 ニーズ調査の数字としての結果は出ているが、これをおしなべて受け入れる

のではなく、市としての子育で支援の方向性を打ち出す必要があるのではないか。予算的に全てのニーズに応えることは難しい。例えば幼稚園教育について、 $3\sim5$ 歳に関しては基本的な教育を保障するなど、施策の方針を明確に出す必要があり、濃淡をつける根拠となる考えをお示しいただきたいが、

これについてはいかがか。

【事務局(相澤課 ニーズ調査には本市独自の項目も加えており、地域の実情等に応じて強弱を 長)】 つけなければいけない施策も出てくる。これからの部会における深い議論の

つけなければいけない施策も出てくる。これからの部会における深い議論の なかで市の考え方と審議内容をすり合わせた上で、最終的に整理していきた

いと考えている。

【村井会長】 総括的な施策ではなく、重点事項や優先順位を意識して部会の中で議論して

いくことは大変重要である。区単位の各部策へのきちんとしたエビデンスを

作っていくことが大事である。

(4) 市町村子ども・子育て支援事業計画の施策体系について

【村井会長】 市町村子ども・子育て事業計画の施策体系について、事務局からご説明いた だきたい。

(事務局(相澤課長)より、資料4に基づき説明がなされた。)

【村井会長】 昨年度は資料4の左頁の「計画の作成にあたって」、「子どもと家庭を取り

巻く環境の変化」、「計画の基本方向」についての議論が主で、右頁におけ

る全体の構造を表す施策体系図は今回初めてお示しいただいた。今後の部 会の中でも議論を尽くしていく部分である。おそらく枝葉が増えているこ とになろうかと思うが、今後階層が増える可能性はあるのか。

長)】

【事務局(相澤課 体系図は2階層でお示ししているが、その下に、具体的な事業がぶら下が る形になる。それらの事業の積み重ねが「施策の方向」という位置づけで

【村井会長】

最大のリスクは項目に漏れが生じることである。今後部会で審議していく ことになるが、ざっと見たところ、放課後児童健全育成事業が見当たらな い。また、VI-2「安心して外出できる環境の整備」は、子どもが一人で 外出できる環境という意味なのか、安心して遊べる環境という意味なのか が気になる。漏れをなくすためには、下位項目が上位項目を補完していな いものを挙げていければいいのではないかと思うが、委員の方で何か気づ きがあればお知らせいただきたい。

長)】

【事務局(相澤課 「施策の方向」レベルは幅広に取って、その中に具体的な取組がぶら下が り、体系が広がっていく。

【村井会長】

どのタイミングでこの施策体系を完結することになるのか。

長)】

【事務局(相濹課 素案の決定段階までには固めたいと考えている。これはあくまでも部会に おける議論のたたき台という形で事務局から提案している。

【村井会長】

施策の方向の番号が優先順位を示すことになるのかなど、見せ方の工夫も 必要になってくる。

【奥村委員】

資料3に戻る話になるが、短時間認定の下限時間について一時保育事業を 網羅した時間帯ではないかと思う。新事業を始めるにあたって、今あるど の事業を切っていくのか、あるいはどのように活用していくのかについて は、どの時点で決まるのか教えていただきたい。それによって保育園にお ける職員の確保や施設のメンテナンスのしかたも変わってくる。

【事務局(田中課 長)

これから検討に入っていくところだが、なるべく早い段階で市としての考 え方をお示ししなければならないと思っている。

【奥村委員】

現在保育園で一時保育を実施しているが、黒字事業というわけではない。 保育園における一時保育事業と短時間認定をどのようにされるのか。職員 の雇用や施設整備が必要となる保育園もあるため、一時保育についての方 向性を示していただきたい。

【事務局(田中課 なるべく早くお示ししたいと思っている。

長)】

【伊藤委員】

保育所の一時保育と短時間認定の話は同じ意味ではないのではないか。

【奥村委員】

制度としてはかなり異なるが、保育園では、下限時間を下回って困ってい るお母さん達を助けるために類似した事業として市の指導のもとで一時保 育を行っているのが現状である。今後これを収束していくのか、棲み分け を図るのかについて考えてほしいといった話をしている。

【伊藤委員】

幼稚園の多くの保護者がパートタイム労働者である。短時間認定はワークライフバランスを考慮した多様な仕事の形態があるというところから端を発しており、短時間認定により保育所に行けることになるらしいということは聞いている。現在川崎市では23,000人の幼稚園児がいるが、このうち相当な人数が短時間認定に該当するのではないかと思う。今後、ただ国が提示しているものに従っていくのか、それとも川崎市独自の施策でいくのかの議論をしっかりしていただきたいという要望がある。

【村井会長】

川崎市独自の素晴らしい制度をあえて廃止して今回の新しい制度に全て乗り換えるのか、既存のものをきちんと残しつつ新制度を取り入れていくのかの議論は大変重要である。他の自治体でも同じような議論が出ており、何も全て刷新することはないのではという意見が散見されている。いずれにしろ我々が中心となって部会で議論を尽くしていかなければならず、ぜひたくさんのご意見をいただきたい。

(5) 放課後児童健全育成事業について

【村井会長】 放課後児童健全育成事業について、事務局からご説明をお願いしたい。

【事務局(相澤課 これまでの議論において、現行の制度の中で国から示されている基準につい 長)】 ての案内や説明はさせていただいたが、放課後児童育成事業についてはまだ

説明していない。今回担当課長から説明させていただきたい。

(事務局(山本課長)より、資料5に基づき説明がなされた。)

【村井会長】 本件について何かご質問等あればいただきたい。

【奥村委員】 保育園の開所時間は現在午後8時までであるが、学童クラブの開所時間は8

時までに広がるのか。また障害児の受け入れについて伺いたい。

【事務局(山本課 開所時間の拡大は保護者からの要望が高い。保育園の開所時間が午後8時ま長)】 でなので、放課後児童クラブについても8時までの延長が望まれている。ま

でなので、放課後児童クラブについても8時までの延長が望まれている。また長期休業期間の朝など児童が開始時間の8時半まで一人で外で待つこともあり、安全性に欠けるとの指摘もある。開所時間の延長については、今後指定管理者の更新時に検討していかなければならないと考えている。

障害児の受け入れについては国庫補助の関係もあり必要な職員を配置している。具体的に何人の障害者に対して何人の職員を配置しているかについては決まっておらず、障害の程度によるばらつきもあることから、指定管理者が柔軟に対応している。手持ちの情報によると、平成25年1月の利用実績では、全市で32,795人の登録者のうち障害者が1,000人弱である。

【村井会長】 指定管理者の契約更新まで待たないと、開所時間は変えられないのか。

【事務局(山本課 指定管理者との契約は5年間である。積算をしてみないと開所時間の延長が長)】 実現可能かどうかわからないので、その検討のタイミングは指定管理者の契

約更新時となる。

【村井会長】 契約更新のタイミングは全市揃った同じタイミングなのか。

【事務局(山本課 こども文化センターの指定管理の中にわくわくプラザが含まれている。平成 長)】 27 年度に更新して平成 28 年度から一斉に新しい契約となる。

【堀委員】 わくわくプラザは市の独自事業として実施しているが、量の見込みや基準を どう反映していくのか。

【事務局(山本課 わくわくプラザ事業は全児童を対象としており、基本的に誰でも利用できる 長)】 ため、待機児童はいない。しかし、放課後児童健全育成事業の基準が出来る と、量の見込みとの整合性をどう取りながら考えていくかは要検討である。

【村井会長】 わくわくプラザ事業は大変ユニークで優れた事業である。くり返しになるが、全部新法律に合わせて廃止する必要はなく、残すものは残す、新しいものは新しいものとして取り入れていくといった整理が必要である。ぜひこういった事業は大切にしていきたい。

【放生委員】 遊びの施設としてのこども文化センターだが、小学生よりも大きい子どもが 遊びに来ているようだが。

【事務局(山本課 こども文化センターは年齢制限がなく中高生も含めた地域の居場所となる 長)】 が、わくわくプラザは小学生が対象となる。

【関川委員】 わくわくプラザを30分延長したらどのくらいの見込みとなるのか、部会までに試算は可能か。それが見えれば実行可能かどうかの話も見えてくると思う。朝の30分の開所時間の前倒しはぜひ実施してほしい。

【地村委員】 わくわくプラザでその学校に通っている障害者が断られているといった話 を聞いた。実情を確認していただければと思う。

【菅野委員】 わくわくプラザでは全ての児童を受け入れることになっている。実際にかなり重度の方も受け入れている。学区内に住んでいる私立に通う方も夏休みに利用している。

【村井会長】 地域の実情を踏まえた上での事実として、我々が掲げている理念と現実に齟齬があるということだ。指定管理者が業務のルールを逸脱しているのか、もしくは医療面や安全面を加味した内部規定があるのかどうかといったところの検証が必須である。一方で、リスクがあるのに受け入れて事故が起こりそうな限界のところでやっているのも危険である。ぜひ部会の中で議論していきたい。障害者の登録1,000名に入っていない潜在ニーズがあるということで、他の社会資源でサポートできているのかまで確認すべきである。

【稲富委員】 今日の説明を聞き、計画策定部会に入れていただきたい。

【鈴木委員】 ワークライフバランスの関係で職場の改善などについて、子ども・子育て支援検討部会に参画したい。

【村井会長】 ご自身から立候補していただき有難い。部会の人数制限がなければぜひお願いしたい。

(稲富委員、鈴木委員の各部会への参画が全会一致で承認された。) (事務局から第1回部会の日程調整に関する依頼があった。)

6 閉会

【村井会長】 本日の全ての議題がこれで終了した。長時間延長して議論をしていただき、 遅くなったことをお詫びするとともにご協力に感謝したい。

【事務局(相澤課 本日の子ども・子育て会議をこれにて終了する。 長)】

以上